

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

9 月 定例会提出議案

えびの市

議案目次

番 号	件 名
報告第 7 号	専決処分した令和 8 年度えびの市一般会計予算の補正（第 2 号）の承認について
報告第 8 号	株式会社えびのの経営状況を説明する書類の提出について
報告第 9 号	令和 7 年度えびの市健全化判断比率について
報告第 10 号	令和 7 年度えびの市資金不足比率について
議案第 39 号	工事請負契約の締結について
議案第 40 号	えびの市立学校林売払基金条例の制定について
議案第 41 号	えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第 42 号	えびの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 43 号	えびの市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 44 号	えびの市企業立地促進条例の一部改正について
議案第 45 号	市道の路線廃止について
議案第 46 号	令和 8 年度えびの市一般会計予算の補正（第 3 号）について
議案第 47 号	令和 8 年度えびの市国民健康保険特別会計予算の補正（第 2 号）について
議案第 48 号	令和 8 年度えびの市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第 1 号）について
議案第 49 号	令和 8 年度えびの市介護保険特別会計予算の補正（第 2 号）について
議案第 50 号	令和 8 年度えびの市産業団地整備事業特別会計予算の補正（第 1 号）について
議案第 51 号	令和 8 年度えびの市水道事業会計予算の補正（第 1 号）について
議案第 52 号	令和 8 年度えびの市病院事業会計予算の補正（第 1 号）について

認定第 1 号	令和 7 年度えびの市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 7 年度えびの市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 7 年度えびの市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 7 年度えびの市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 7 年度えびの市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 7 年度えびの市水道事業会計決算の認定について
認定第 7 号	令和 7 年度えびの市病院事業会計決算の認定について

報告第 7 号

専決処分した令和 8 年度えびの市一般会計予算の補正（第 2 号）の承認について

令和 8 年度えびの市一般会計補正予算（第 2 号）について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

専 決 処 分 書

令和８年度えびの市一般会計補正予算（第２号）について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年　８月　４日　専決

えびの市長　　中　山　義　彦

報告第 8 号

株式会社えびのの経営状況を説明する書類の提出について

株式会社えびのの経営状況を説明する書類について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

（提案理由）

市が出資している株式会社えびのについて、地方自治法第 221 条第 3 項の規定により経営状況等を調査し、経営状況を説明する書類を作成したので、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、これを提出するものである。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

報告第9号

令和7年度えびの市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づくえびの市健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和8年 8月31日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

令和 7 年度えびの市健全化判断比率

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.04)	— (19.04)	4.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率における「—」については、数値がマイナスとなったため、比率がないことを示す。
- 2 括弧内は、えびの市の早期健全化基準である。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

えびの市長 中山 義彦

報告第10号

令和7年度えびの市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づくえびの市資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和8年 8月31日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

令和7年度えびの市資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	—
病院事業会計	—
産業団地整備事業特別会計	—

備考

- 1 資金不足比率における「—」については、資金不足額が生じていないため、比率がないことを示す。
- 2 経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、いずれの会計においても20％である。

令和8年 8月31日 提出

えびの市長 中山 義彦

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 令和 8 年度霧島演習場等周辺民生安定事業無線放送施設整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | えびの市全域 |
| 3 | 工 事 概 要 | 機器製作設置 一式
送信局 1 局
配信局 主 1 台 副 1 台
屋外拡声子局 24 局
戸別受信機
防災ラジオ型 5, 744 台
文字表示付き 104 台 |
| 4 | 工 期 | 議決の日から令和 10 年 3 月 31 日まで |
| 5 | 契 約 金 額 | 546, 011, 444 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号
電気興業 株式会社 西日本営業部
[REDACTED] |
| 7 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |

(提案理由)

令和 8 年度霧島演習場等周辺民生安定事業無線放送施設整備工事について、工事請負契約を締結するに当たり、えびの市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 42 年えびの町条例第 39 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 4 0 号

えびの市立学校林売払基金条例の制定について

えびの市立学校林売払基金条例を別紙のとおり制定する。

（提案理由）

えびの市立学校が管理する学校林に係る立木等の売払金を積み立て、当該校の健全な運営及び教育振興等に資するため、えびの市立学校林売払基金条例を制定するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

えびの市立学校林売払基金条例

（設置）

第1条 えびの市立学校が管理する学校林に係る立木等の売払金を積み立て、当該校の健全な運営及び教育振興等に資するため、学校林売払基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立金）

第2条 基金として積み立てる額は、学校林に係る立木等の売払金額（売払いに係る収入額から経費を差し引いた額をいう。）の範囲内で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年えびの市条例第 1 8 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の一部施行及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）の施行等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部が改正されたため、えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年えびの市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同項中「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。))を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を、「C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」を加える。

第29条第2項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

第29条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。))」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員

（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第2項第3号を次のように改める。

- （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第2項第3号を次のように改める。

- （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみな

ることができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。第47条第2項第3号を次のように改める。

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」」を削る。

附則第3項中「事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加える。

附則第6項中「事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9項を次のように改める。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年えびの市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後のえびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のえびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のえびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中えびの市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 4 2 号

えびの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

えびの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年えびの市条例第 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）の一部施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部が改正されたため、えびの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

えびの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

えびの市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年えびの市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

目次中「・５２条」を「―５２条」に改める。

第２条第６号を次のように改める。

（６） 満３歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第６号の次に次の１号を加える。

（６）の２ 満３歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

（１１）の２ 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

（１１）の３ 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

（１１）の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条第２３号中「第４３条第２項」を「第４３条第４項」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考の方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「規定する」の次に「選考方法及び同条第３項に規定する」を加える。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学

校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限

定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満」を削る。

第42条第1項第1号中「満3歳未満」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

第42条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同項中「行う施設」の次

に「又は事業所」を加え、同条第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満」を削る。
第50条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同項中「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」

に、「同条第 3 号」を「法第 19 条第 3 号」に、「教育・保育給付認定」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者

を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項）」を「満 3 歳未満保育認定子ども（第 51 条第 1 項）」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定こどもをいう。」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

えびの市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

えびの市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年えびの市条例第 3 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）の施行に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部が改正されたため、えびの市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

えびの市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

えびの市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年えびの市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 4 4 号

えびの市企業立地促進条例の一部改正について

えびの市企業立地促進条例（平成 2 3 年えびの市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

（提案理由）

市内において工場等を新設又は増設した者に対して、各種奨励措置を講じることにより、企業の立地を促進し、本市の産業の振興と安定的な雇用機会の拡大を図っているが、工場等関連施設整備助成金について、奨励措置の基準を見直し、助成金の対象となる施設や整備内容を明確化する必要があるため、えびの市企業立地促進条例の一部を改正するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

えびの市企業立地促進条例の一部を改正する条例

えびの市企業立地促進条例（平成２３年えびの市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「（事業用地内施設を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

市道の路線廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止するため、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

経営体育成基盤整備事業東原田地区の実施に伴う農地の区画整理により、市道路線が農地の一部として造成されるため、路線の廃止をしようとするものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3559	東原田耕地 1 号線	えびの市大字原田字田 神下 5 3 7 番地 1	えびの市大字原田字田 神下 5 0 2 番地 2
		えびの市大字原田字八 幡 9 8 0 番地	
3560	東原田耕地 2 号線	えびの市大字原田字連 田落 5 4 5 番地 3	えびの市大字原田字連 田落 5 4 1 番地
		えびの市大字原田字五 日市 4 6 9 番地 3	
3561	東原田耕地 3 号線	えびの市大字原田字連 田落 5 5 9 番地 2	えびの市大字原田字八 幡前 8 4 3 番地
		えびの市大字原田字八 幡前 8 5 1 番地	
3563	東原田耕地 5 号線	えびの市大字原田字内 村前 5 6 7 番地 2	えびの市大字原田字千 世松 2 7 6 2 番地
		えびの市大字原田字千 世松 2 8 0 1 番地	
3564	東原田耕地 6 号線	えびの市大字原田字野 中田 6 0 6 番地 1	えびの市大字原田字野 中田 6 0 0 番地 2
		えびの市大字原田字野 中田 5 8 9 番地 1	
3565	東原田耕地 7 号線	えびの市大字原田字雀 宮 7 5 0 番地	えびの市大字原田字野 中田 6 番地 3 3
		えびの市大字原田字野 中田 6 2 2 番地 1	
3566	東原田耕地 8 号線	えびの市大字原田字雀 宮 7 2 7 番地	えびの市大字原田字遠 目塚前 6 9 2 番地 1
		えびの市大字原田字遠 目塚前 6 5 4 番地	
3567	東原田耕地 9 号線	えびの市大字原田字雀 宮 7 6 7 番地	えびの市大字原田字有 島東 2 7 5 9 番地 1
		えびの市大字原田字檜 原 2 6 7 0 番地	

議案第 4 6 号

令和 8 年度えびの市一般会計予算の補正（第 3 号）について

令和 8 年度えびの市一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 4 7 号

令和 8 年度えびの市国民健康保険特別会計予算の補正（第 2 号）について

令和 8 年度えびの市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 48 号

令和 8 年度えびの市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第 1 号）について

令和 8 年度えびの市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 4 9 号

令和 8 年度えびの市介護保険特別会計予算の補正（第 2 号）について

令和 8 年度えびの市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 5 0 号

令和 8 年度えびの市産業団地整備事業特別会計予算の補正（第 1 号）について

令和 8 年度えびの市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 5 1 号

令和 8 年度えびの市水道事業会計予算の補正（第 1 号）について

令和 8 年度えびの市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

議案第 5 2 号

令和 8 年度えびの市病院事業会計予算の補正（第 1 号）について

令和 8 年度えびの市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 1 号

令和 7 年度えびの市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度えびの市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり認定に付する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 2 号

令和 7 年度えびの市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度えびの市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり認定に付する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 3 号

令和 7 年度えびの市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度えびの市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり認定に付する。

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 4 号

令和 7 年度えびの市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度えびの市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり認定に付する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 5 号

令和 7 年度えびの市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度えびの市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり認定に付する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 6 号

令和 7 年度えびの市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度えびの市水道事業会計決算を別紙のとおり認定に付する。

(提案理由)

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二

認定第 7 号

令和 7 年度えびの市病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度えびの市病院事業会計決算を別紙のとおり認定に付する。

(提案理由)

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

え び の 市 長 中 山 義 彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二